

教育委員会定例会議事録

令和5年3月20日 午後3時00分 開会

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	渡 辺 時 行
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	戸 苺 恵 理 子
委 員	山 田 清 志

説明のための出席者

教育部長	前 田 清 彦
教育部次長兼庶務課長	酒 井 保 吏
教育部次長兼学校教育課長	山 本 一 之
教育部次長兼中央図書館長	尾 崎 浩 司
庶務課主幹	中 村 忠
学校教育課主幹	中 村 立 志
生涯学習課長	林 弘 之
スポーツ課長	杉 浦 忠 彦
学校給食課長	林 俊 光
中央図書館主幹	中 西 明

教育長が指定した事務局職員

主 事	近 藤 邦 宏
主 事	森 下 徹

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 教育長職務代理者の指名
- 第3 第7号議案 令和5年度教育委員会職員の人事異動について（非公開）
- 第4 第8号議案 令和4年度3月補正予算について（非公開）
- 第5 第9号議案 豊川市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について
- 第6 第10号議案 豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- 第7 第11号議案 豊川市学校運営協議会の設置に関する規則の一部改正について

- 第 8 第12号議案 豊川市立学校管理規則の一部改正について
- 第 9 第13号議案 豊川市社会教育審議会の答申について
- 第 1 0 第14号議案 豊川市文化財保護審議会の答申について
- 第 1 1 第15号議案 令和 5 年度における豊川市図書館の休館日等について
- 第 1 2 第16号議案 豊川市中央図書館の喫茶コーナーについて

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、菅沼・山田 両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 次に日程第 2、「教育長職務代理者の指名」を行います。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 2 項の規定により教育長が職務代理者を指名するものです。令和 5 年 4 月 1 日からの職務代理者として、山田委員を指名いたします。山田委員、よろしくお願いいたします。

(山田委員あいさつ)

「高本教育長」 ありがとうございます。続きまして、日程第 3、第 7 号議案「令和 5 年度教育委員会職員の人事異動について」を議題といたしますが、本案は、職員の人事に関する案件であり、続く日程第 4、第 8 号議案「令和 4 年度 3 月補正予算について」は、今後市議会で審議される案件であり、未だ公になっていないものであることから、この 2 つの議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、第 7 号議案、第 8 号議案は非公開とします。

(以下、議事内容は職員人事及び市議会審議案件であるため議事を非公開)

「高本教育長」 続いて、日程第 5、第 9 号議案「豊川市教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正について」、事務局からの説明をお願いします。

「酒井教育部次長」 第 9 号議案「豊川市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 国の法律改正を受けた規則の一部改正とのこと。この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「高本教育長」 特にご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。第 9 号議案「豊川市教育委員会が保有する個

人情報の保護等に関する規則の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第6、第10号議案「豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、事務局からの説明をお願いします。

「山本教育部次長」 第10号議案「豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「菅沼委員」 イオンモール豊川近くの分譲に係る通学区域の設定とのこと。この分譲によりどれくらいの子どもの増加するなど見込みはありますか。

「山本教育部次長」 入居する世帯構成が分からないので、見込むのは難しいのですが、代田小学校に入学する子どもは確実に増えると考えています。

「菅沼委員」 代田小学校も児童数が減少傾向にあったので良いニュースだと思います。

「戸苅委員」 今回の設定に、北側の分譲地が含まれていないようです。家が建つ見込みがある中で、一緒に設定しないのは、何か理由があるのですか。

「山本教育部次長」 北側についてはこれから宅地造成に入ることから、未だ地番が振られていない状況です。通学区域の設定は地番で行いますので、これから造成する部分については、地番が付番された後、改めて設定することとなります。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。第10号議案「豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第7、第11号議案「豊川市学校運営協議会の設置に関する規則の一部改正について」を議題といたしますが、続く日程第8、第12号議案「豊川市立学校管理規則の一部改正について」も関連するものと思われるので、事務局から2つまとめて説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 第11号議案「豊川市学校運営協議会の設置に関する規則の一部改正について」を資料に基づき説明。

「山本教育部次長」 第12号議案「豊川市立学校管理規則の一部改正について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「菅沼委員」 学校運営協議会の委員を決めるのは、学校長の裁量だと思います。それぞれの学校で決めるのだと思いますが、その決め方などの記載が規則にはないようです。どのように学校は委員を決めるのですか。

「山本教育部次長」 規則には記載していないのですが、ちょうどこの時期に学校運

営協議会の委員選出を各学校に依頼しています。その依頼のなかで、どのような人が望ましいか、例えば学識経験者であったり、地域に詳しい方であったりということを示しています。

「菅沼委員」 制度上、放課後子ども教室に対して、学校運営協議会が意見を述べることは可能なのですか。例えば、各小学校区で放課後子ども教室は展開されていますが、温度差があるように感じています。

「林生涯学習課長」 事務局としては放課後子ども教室を拡充していきたいと考えています。中学校区ごとにコーディネーターを10名配置していますが、それぞれ各中学校区の学校運営協議会に出席し、放課後子ども教室の説明や相談をしたうえで、毎年募集をかけています。放課後子ども教室は、小学校の部活動が廃止された後の完璧な受け皿となるのは難しいですが、少しでも参加者が増えるような取り組みを行っていききたいと考えています。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ採決を行います。両案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。第11号議案「豊川市学校運営協議会の設置に関する規則の一部改正について」及び第12号議案「豊川市立学校管理規則の一部改正について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第9、第13号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」、事務局からの説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 第13号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「山田委員」 社会教育関係団体への補助金が資料に記載されていますが、シティマラソン大会のように負担金として支出するものは記載がないようです。補助金と負担金の違いはどのようなものですか。

「前田教育部長」 事業の実施主体が豊川市かどうかによるものです。外部の団体が主となって、それを市が応援するというものは補助金となります。一方で、市が本来主体となってやるべきなのですが、人員等の関係で直営できず、代わりに他団体に実施してもらうような場合は負担金として支出します。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。第13号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第10、第14号議案「豊川市文化財保護審議会の答申について」、事務局からの説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 第14号議案「豊川市文化財保護審議会の答申について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「高本教育長」 特にご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。第14号議案「豊川市文化財保護審議会の答申について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第11、第15号議案「令和5年度における豊川市図書館の休館日等について」、事務局からの説明をお願いします。

「中西中央図書館主幹」 第15号議案「令和5年度における豊川市図書館の休館日等について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「高本教育長」 特にご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。第15号議案「令和5年度における豊川市図書館の休館日等について」は原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 議題としては最後となります。続いて、日程第12、第16号議案「豊川市中央図書館の喫茶コーナーについて」、事務局からの説明をお願いします。

「中西中央図書館主幹」 第16号議案「豊川市中央図書館の喫茶コーナーについて」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「菅沼委員」 事業者の選定ということですが、これはどのように選出したのですか。

「中西中央図書館主幹」 選定基準に基づいて、中央図書館の係長級以上の職員の合議により事務局で第1候補者を選出しました。

「山田委員」 官公庁の食堂の場合、最近では規模を縮小したり、閉鎖するということがあると思います。今回は図書館なので一定の来客が見込まれると思いますが、ある程度の利益が見込まれるということで申し込んでいただいたと思います。せっかく入居いただけるのであれば、流行って欲しいと願っています。

「尾崎教育部次長」 条例で定める家賃は、近隣家賃と比べると安価ですので、それ

もメリットになると思います。

「戸荊委員」 3社から応募があったとのこと。応募者の想定はそれくらいを見込んでいたのですか。

「中西中央図書館主幹」 正式な応募をする前、現地の下見会を行いました。その時には6社お越しいただいて、ケーキ屋やコンビニ、喫茶店などもありました。ただし、店内の広さやバックヤードなどの関係で、実際に応募に至ったのが3社となったのではないかと思います。

「高本教育長」 ほかにご質問、ご意見がなければ採決を行います。令和2年から閉店していた喫茶コーナーを事務局が提示したスケジュールに沿って再開すること、そして入居者については事務局の選考基準をもとに選定した成績上位者を第1候補者としていくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。第16号議案「豊川市中央図書館の喫茶コーナーについて」は原案のとおり可決いたしました。本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後4時28分 閉会)

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教 育 委 員

教 育 委 員